

2003年9月の情報です。

3 浮遊粒子状物質(SPM)の状況

浮遊粒子状物質は、呼吸器系への影響が懸念される、粒径が10mm(100分の1ミリメートル)以下の粒子の総称であり、その主な発生源には、工場などのばいじん・粉じんや自動車の黒煙など人為的なもののほか、砂じん、海塩粒子など多岐にわたっている。

浮遊粒子状物質については、一般局60局、自排局30局の合計90局で測定を行った。

(1) 環境基準の適合状況

41局(一般局34局、自排局7局)で環境基準(長期的評価)に適合している(図5)。

全測定局の適合率は、45.6%(一般局56.7%、自排局23.3%)となっており、前年度47.1%(一般局57.9%、自排局26.7%)と比べて低下しているが、過去4番目に高い適合状況である(図6)。

浮遊粒子状物質の環境基準評価方法では、「日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続した場合に環境基準不適合になり、県内測定局では一般局23局(不適合26局中)、自排局12局(不適合23局中)がこの評価方法で不適合局となっている。

県内の環境基準不適合局の分布は、図7のとおりである。

図5 浮遊粒子状物質に係る環境基準
(長期的評価) 適合状況の経年推移

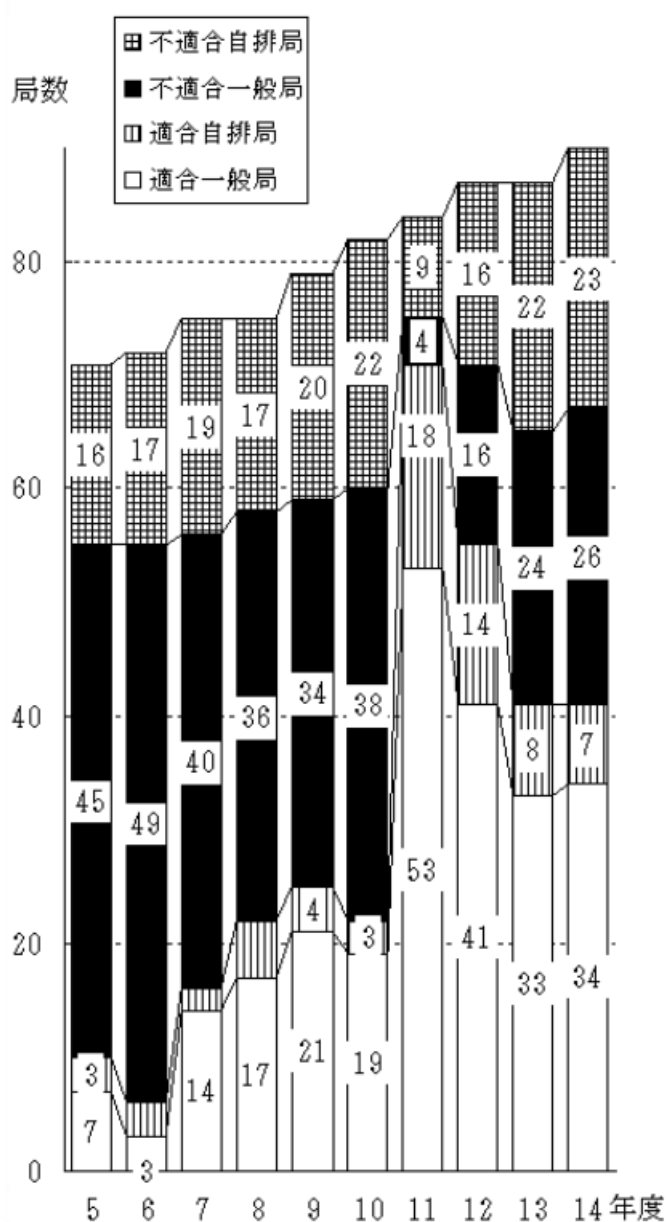


図6 浮遊粒子状物質に係る環境基準(長期的評価)適合率の経年推移

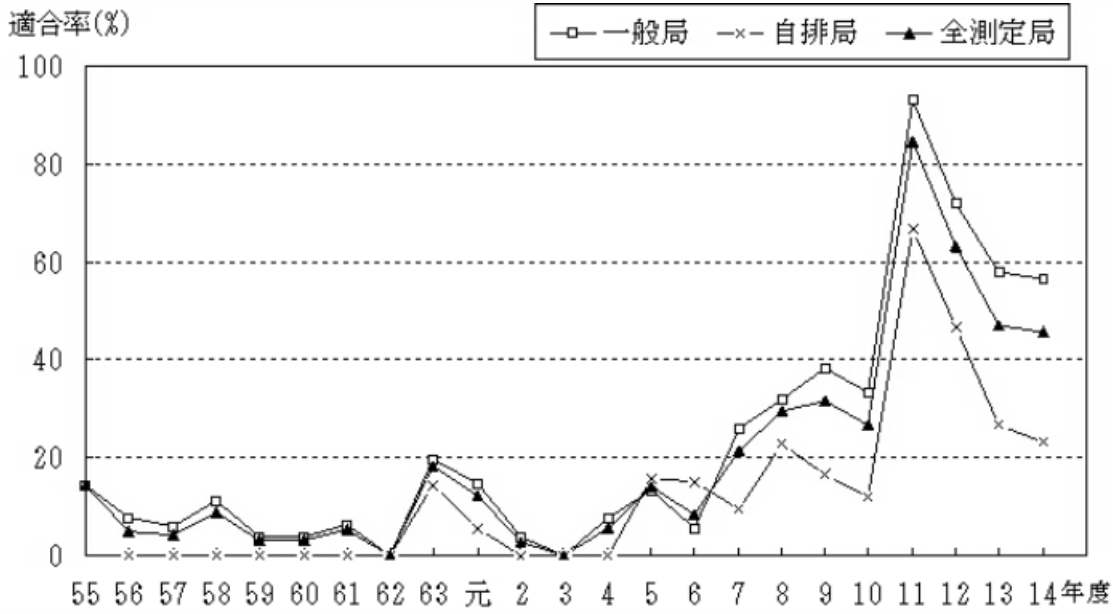
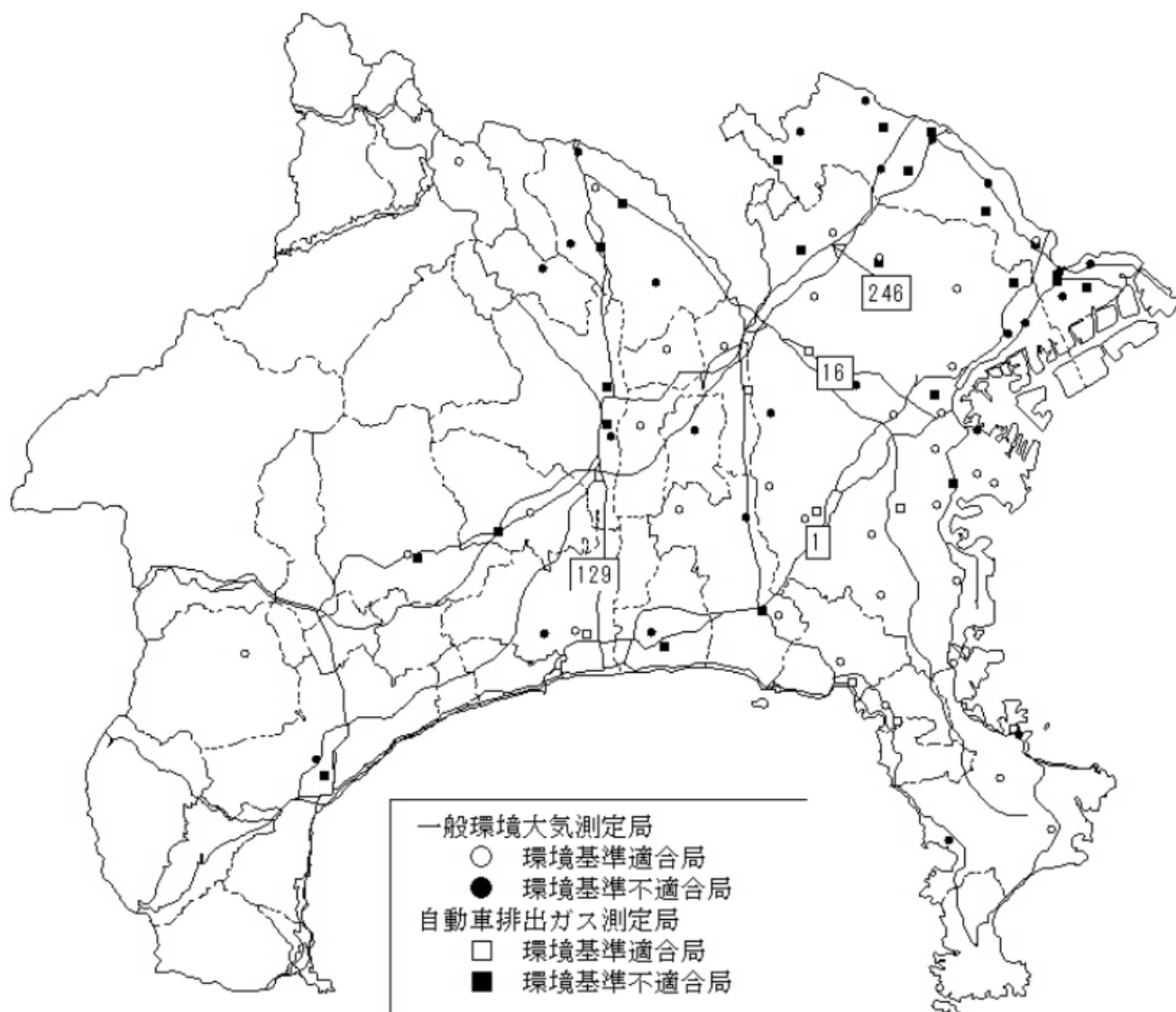


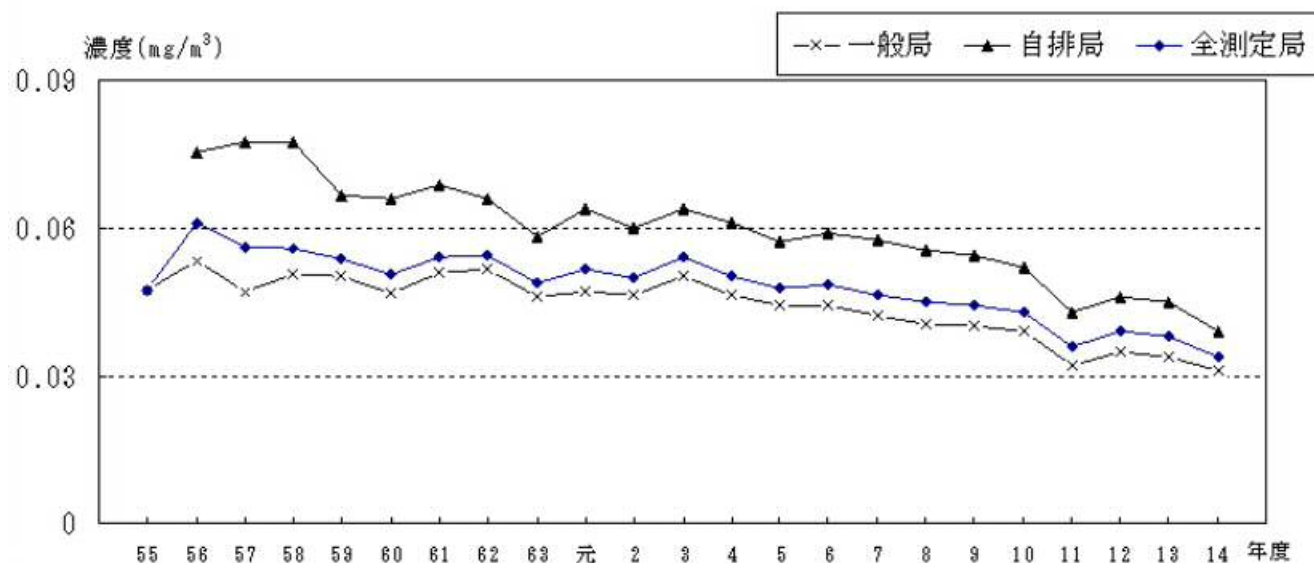
図7 各測定局の浮遊粒子状物質に係る環境基準（長期的評価）
適合状況（平成14年度）



(2) 年平均値の経年推移(図8)

全測定局の年平均値の経年推移を見ると、低下してきており、平成14年度の年平均値(0.034 mg/m³)は、過去最も濃度が低い。

図8 浮遊粒子状物質度の年平均値の経年推移



(3) 高濃度測定局(表2)

環境基準(長期的評価)の評価値の一つである「日平均値の2%除外値」が高い測定局の上位5局までは、すべて自排局であり、その測定状況は、表2に示すとおりである。

表2 浮遊粒子状物質に係る高濃度測定局の状況

順位	測定局		日平均値の 2%除外値注)	環境基準 超過日数	年平均値
	測定局名	種別	mg/m3	日	mg/m3
1	高津区二子	自排局	0.120 (0.135)	16	0.051
2	国設厚木	自排局	0.119 (-)	11	0.051
3	宮前平駅前	自排局	0.116 (0.129)	9	0.043
4	川崎区池上新田公園前	自排局	0.115 (0.169)	21	0.050
5	中原区中原平和公園	自排局	0.112 (0.095)	12	0.041

注:()内は、前年度の測定値、(-)は、前年度未測定を示す。

浮遊粒子状物質の評価方法

環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m3以下であり、かつ、1時間値が、0.20mg/m3以下であること。

・長期的評価は、年間の1日平均値のうち、測定値の高い方から2%の範囲にあるもの(365日分の測定値がある場合は、7日分の測定値)を除外した後の最高値を環境基準と比較する。ただし、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は、不適合と評価する。